

## 中部運輸局自動車交通部

平成29年11月13日 14:00発表

### 連絡先

国土交通省中部運輸局自動車交通部

自動車監査官 中山、大石、石野

TEL 052-952-8038

国土交通省中部運輸局岐阜運輸支局

輸送・監査担当 二輪、金森

TEL 058-279-3714

同時発表：岐阜県政記者クラブ

## 乗合バス事業者に車両使用停止処分

平成29年7月20日に立入り監査を実施した結果、道路運送法に違反する事実が確認されたことから、道路運送法第40条の規定に基づき平成29年11月13日付けで当該事業者に対し事業用自動車の使用停止処分等を行いましたのでお知らせします。

### 記

#### 1 行政処分事業者及び営業所

事業者名：株式会社 コミュニティタクシー

住所：岐阜県多治見市大原町5-99-3

代表者：林戸 達美

営業所：本社営業所

営業所所在地：岐阜県多治見市大原町5-99-3

#### 2 行政処分書の交付日時及び交付場所

交付日時：平成29年11月13日（月） 午前10時00分

交付場所：中部運輸局 岐阜運輸支局（支局長：古屋 勝治）  
岐阜県岐阜市日置江2648-1

#### 3 行政処分の内容

事業用自動車の使用停止20日間（1両×20日間）及び文書警告

#### 4 監査実施の端緒

乗合バス事業者に対する集中監査対象事業者（別紙参照）

#### 5 確認された違反内容及び違反条項 ※（ ）内が違反条項

①運転者の勤務時間及び乗務時間について、国土交通省告示で定める基準を遵守していなかった。

（道路運送法第27条第3項）

（旅客自動車運送事業運輸規則第21条第1項）

②乗務員の健康状態の把握をしていなかった。

(道路運送法第27条第3項)  
(旅客自動車運送事業運輸規則第21条第5項)

③乗務員台帳の記載事項が不適切であった。

(道路運送法第27条第3項)  
(旅客自動車運送事業運輸規則第37条第1項)

④国土交通省告示で定める特定の運転者(高齢運転者)に対して、事業用自動車の運行の安全を確保するために遵守すべき事項について、特別な指導が不適切であった。

(道路運送法第27条第3項)  
(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第2項)

⑤特定の運転者(高齢運転者)に対する運転適性診断(適齢診断)を実施していなかった。

(道路運送法第27条第3項)  
(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第2項)

6 行政処分事業者に対する違反点数付与状況

当該行政処分により付された違反点数 2点

当該事業者が付された累積違反点数 2点

平成29年6月23日 定例記者懇談会 発表  
中部運輸局自動車交通部自動車監査官

## 乗合バス事業者に対する集中監査について

中部運輸局では、一般乗合旅客自動車運送事業者（路線バス・コミュニティバスを運行している事業者）を対象として、輸送の安全確保状況の確認のため、7月に集中して監査を実施することとしたので、お知らせします。

### 記

#### 1. 集中監査の実施期間

平成29年7月

#### 2. 監査対象事業者

- (1) 新規許可した事業者のうち監査を実施していない事業者
- (2) 長期間監査を実施していない事業者
- (3) 重大な事故に結びつく法令違反が疑われること等により、安全管理体制の確認が必要な事業者

平成25年9月30日中運局公示第58号「自動車運送事業(一般貸切旅客自動車運送事業を除く。)の監査方針について」に基づき選定

#### 3. 重点監査項目

乗合バス事業者において、飲酒・過労運転の防止、運転者の健康管理の徹底、運転者に対する指導監督の徹底、車両の点検及び整備の徹底が図られるよう、以下の項目に重点をおいて監査を実施する。

- (1) 点呼の確実な実施
  - ・ 運行前点呼及び運行後点呼の実施状況
  - ・ アルコール検知器を用いた点呼の実施状況
  - ・ 健康状態確認の状況
- (2) 運転者への指導監督
  - ・ 一般的な運転者に対する指導監督の実施状況
  - ・ 特別（初任、高齢等）な運転者に対する指導監督の実施状況
- (3) 健康診断、適性診断の受診状況
- (4) 勤務時間及び乗務時間に係る告示の遵守状況
- (5) 定期点検及び継続検査の実施状況

#### 【問い合わせ先】

中部運輸局 自動車交通部自動車監査官 中山・水谷  
TEL 052-952-8038（直通）